

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	○福島県財務規則の一部を改正する規則	一八四	○県営土地改良事業計画を変更した件	一八六
告示	○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件四件	一八四	○道路の区域を変更する件	一八六
	○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件	一八六	○道路の供用を開始する件	一八六
	○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	一八七	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	一八六
	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一八七	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	一八九
	○地積調査の成果について認証した件三件	一八七	○貸金業の業務の停止を命じた件	一八九
			○技能検定試験を実施する件二件	一八九
			○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	一九二
			福島県教育委員会教育長	
			○一般競争入札を行う件	一九三
			正 誤	
			○平成二十年三月二十八日付け号外第三十三号中	一九三

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第二百三十五条第一項中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。
附 則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(入札監理課)

告 示

福島県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び浪江町産業振興課に備えて縦覧に供する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル浪江西店 双葉郡浪江町大字権現堂字下川原八十二番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) いわき市好間工業団地二十一番地一
(変更後) 郡山市朝日二丁目十八番二号
- 三 変更した年月日
平成二十年十二月二十二日
- 四 届出年月日
平成二十一年三月十日
- 五 届出をした者
株式会社藤越

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備えて縦覧に供する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル好間店 いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) いわき市好間工業団地二十一番地一
(変更後) 郡山市朝日二丁目十八番二号

三 変更した年月日

平成二十年十二月二十二日

四 届出年月日

平成二十一年三月十日

五 届出をした者

株式会社藤越

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新福島駅ビル 福島市栄町一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 中村 孝也

(変更後) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 飯塚 清

三 変更した年月日

平成十八年六月二十八日

四 届出年月日

平成二十一年三月十一日

五 届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

福島県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新福島駅ビル 福島市栄町一番一号

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 飯塚 清

(変更後) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 菊池 眞澄

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十年六月二十七日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十一年三月十一日

五 届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 コメリホームセンター会津坂下店 河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社コメリ

住所 新潟市米山四丁目一番地二十八号

代表者の氏名 代表取締役 捧賢一

(変更後) 名称 株式会社コメリ

住所 新潟市南区清水四千五百一番地一

代表者の氏名 代表取締役 捧雄一郎

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社コメリ

住所 新潟市米山四丁目一番地二十八号

代表者の氏名 代表取締役 捧賢一

(変更後) 名称 株式会社コメリ

住所 新潟市南区清水四千五百一番地一

代表者の氏名 代表取締役 捧雄一郎

3 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 河沼郡会津坂下町大字金上字的場二百五十五番地二ほか

(変更後) 河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番地ほか

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 千九百二十四平方メートル

(変更後) 五千六百四十一平方メートル

5 駐車場の収容台数

(変更前) 八十台

(変更後) 三百三十二台

6 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 (変更前) 二十台

7 荷さばき施設的位置及び面積 (変更後) 四十台

(一) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 面積 (変更前) 五十三平方メートル

(変更後) 百三十六平方メートル

8 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(二) 面積 (変更前) 二十二平方メートル

(変更後) 四十八平方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後七時

(変更後) 開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後十時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分

(変更後) 午前六時三十分から午後十時三十分

11 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 (変更前) 二箇所

(変更後) 三箇所

(二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後四時

(変更後) 午前六時から午後四時

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

平成十九年四月一日

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成十五年六月二十七日

3 大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設的位置及び面積、廃棄物等の保管施設的位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用できる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきができる時間帯

平成二十一年十一月十日

- 四 届出年月日
平成二十一年三月九日
- 五 届出をした者
株式会社コメリ

(一別紙図面)は、省略し、その図面を縦覧場所に備えおいて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド原町店 南相馬市原町区北原字前谷地二百五十二ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

原町商工会議所

2 意見の概要

- (一) 出店地北角の交差点から県道小浜字町線にかけて、現在においても交通渋滞が起こっており、買い物客が退店ルートから国道6号に出ることを想定すると、さらに交通渋滞が発生することが懸念されるので、交通渋滞が起こらないよう配慮すること。

(二) 出入口付近と県道小浜字町線の交通渋滞解消のために、出入口において出庫のための右左折専用レーンを設置すること。

(三) 出店地周辺の交通渋滞を引き起こさないよう、周辺に退店誘導案内看板を設置すること。

(四) 周辺地域の防犯対策として、防犯灯を設置すること。

(五) 企業の社会的責任、あるいは地域貢献活動の一つとして原町商工会議所、原町商店連合会等の地元関係団体への加入と、地域イベント活動や街づくりに積極的に参加、協力すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 南相馬市原町区南町四丁目七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市飯坂町茂庭の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市立子山川前ほかの一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年三月二十四日

一 調査を行った者の名称
福島県知事 佐藤 雄 平

二 成果の名称
福島市立子山野竹藪ほかの一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
いわゆる地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更
した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十一年三月二十五日から
同 年四月十三日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
二本松市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県中建設事務所で平成二十一年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供す
る。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹 小野線	石川郡平田村大字下蓬 田字空釜四七六番地先 から	変更前 変更後	一一・五〇 二二・五〇	三、八九九・〇
	同 郡同 村大字上蓬 田字横森後一八八番地 先まで	変更後	一一・五〇 一八六・〇	三、八九九・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設
事務所で平成二十一年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道矢吹小野線	石川郡平田村大字下蓬田字空釜四七六番地 先から	平成二十一年三月 二六日
	同 郡同 村大字上蓬田字横森後一八八番 地先まで	

(道路計画課)

福島県告示第二百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法
業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 檜葉町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 広野檜葉都市計画下水道事業(檜葉町特定環境保全
公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成二十二年八月十七日
- 四 事業施行期間 平成二十二年八月十七日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十八年
福島県告示第五百十九号)の事業地に双葉郡檜葉町大字上繁岡
字二枚橋及び字中原、大字大谷字寺下並びに大字北田字仏坊、
字堂後及び字金堂地の各一部の区域を加える。
同事業地のうち双葉郡檜葉町大字上繁岡字山神及び字小六郎、
大字井出字八石及び字浄光東、大字大谷字上ノ原、大字北田字
寺脇及び字坂下、大字下繁岡字林東及び字篠柄並びに大字山田
岡字美シ森の各一部の区域を変更する。

使用の部分
変更なし

(下水道課)

公 告

公告第四百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十一年三月十三日

二 名称

特定非営利活動法人 EARTH BOOK

三 代表者の氏名

生尾 学

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市湖南町浜路字稲宝五百四十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者、知的障害者、身体障害者の自立の促進として、障害者自立支援法のもと、就労支援を行い、それに付随して地域との交流を目的とする事業を行い、家族の負担軽減を図り、一人一人が地域で安心して快適な生活が出来るような地域ぐるみの福祉に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百四十四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の四第一項の規定により、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 商号又は名称 株式会社 USB

二 氏名（法人にあつては、代表者名） 小針 康孝

三 営業所又は事務所の所在地 郡山市若葉町十五番五号

四 登録番号 福島県知事(第)〇〇六二七号

五 業務の停止期間 平成二十一年三月十八日から同年四月十六日までの間

六 業務の停止を命ずる範囲 業務の全部（ただし、弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び福島県が特に必要と認める業務を除く。）

（金融課）

公告第四百四十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成二十一年度技能検定試験（前期実施）を次のとおり実施する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施職種

1 一級及び二級

- 造園（造園工事作業） 金属熱処理（一般熱処理作業） 機械加工（普通旋盤作業） 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業 マシニングセンタ作業） 放電加工（数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業） 金属プレス加工（金属プレス作業） 鉄工（製缶作業 構造物鉄工作業） 建築板金（内外装板金作業 ダクト板金作業） 工場板金（曲げ板金作業） めつき（電気めつき作業） 仕上げ（治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立て仕上げ作業） 切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） 電気機器組立て（回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業） 産業車両整備（産業車両整備作業） 鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業 配管ぎ装作業 電気ぎ装作業） 光学機器製造（光学ガラス研磨作業） 建設機械整備（建設機械整備作業） 婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業） 布はく縫製（ワイシャツ製作作業） 家具製作（家具手加工作業） 建具製作（木製建具手加工作業 木製建具機械加工作業） プラスチック成形（射出成形作業） 石材施工（石張り作業 石積み作業） とび（とび作業） 左官（左官作業） ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） タイル張り（タイル張り作業） 畳製作（畳製作作業） 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業） アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業） 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業） 熱絶縁施工（保温保冷工事作業） サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） 塗装（壁装作業） 塗装（建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業） 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業） 写真（肖像写真銀塩作業 肖像写真デジタル作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- 2 三級
 - 造園（造園工事作業） 機械加工（普通旋盤作業 フライス盤作業） 機械保全（機械系保全作業 電気系保全作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） 舞台機構調整（音響機構調整作業） 商品装飾展示（商品装飾展示作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- 3 単一等級
 - 産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十一年六月八日(月)から同年九月十三日(日)までの間において、福島県職業能力開発協会(四の2を除き、以下「協会」という。)が別に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

(三) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成二十一年六月一日(月)に協会の事務所に掲示するほか、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 期 日
三級 造園 機械加工 機械保全 電子機器組立て 舞台機構調整 商品装飾展示 フラワー装飾	平成二十一年七月二十六日(日)
一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 光学機器製造 布はく縫製 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 単一等級 産業洗浄	同 年八月二十三日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 めつき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ	同 年九月三十日(日)
二級 写真	同 年九月二日(水)
一級及び二級 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削	同 年九月六日(日)

電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 石材施工 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町八番二号

電話番号(〇二四)五二五八六八一

3 受付期間

平成二十一年四月二日(木)から同月十五日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)。

4 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。

なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円切手を同封して申し込むこと。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること。

五 手数料

1 手数料の額

(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練生、認定職業訓練を行うための職業訓練施設の訓練生(就職している者を除く。))若しくは職業能力開発総合大学の訓練生(これらの訓練生のうち短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている訓練生を除く。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学(短期大学を含む。)、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生(以下「在校生等」という。)が受検する場合を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
婦人子供服製造	一万三千七百円

造園 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めつき 仕上げ 切削工具 研削 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 建設機械整備 布は く縫製 家具製作 建具製作 プラスチック成形 石材施 工 とび 左官 ブロック建築 タイル張り 畳製作 防 水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 広告美術仕上げ 舞台機構調整 写真 産業洗浄 商品装飾展示 フラワー装飾	一職種につき一 万六千五百円
--	-------------------

(2) 三級（在校生等が受検する場合に限る。）

検 定 職 種	手 数 料
造園 機械加工 機械保全 電子機器組立て 舞台機構調 整 商品装飾展示 フラワー装飾	一職種につき一 万円

(二) 学科試験

一 職種につき三千百円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

六 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課
又は協会に問い合わせること。
(産業人材育成課)

公示第四百十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、
平成二十一年度技能検定試験（随時実施）を次のとおり実施する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 実施職種

1 三級、基礎一級及び基礎二級

- さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金
- めつき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全
- 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工
- 染色 ニット製品製造 婦人子供服製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造
- 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック
- ク成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製

- 造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工
- コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工
- ウエルポイント施工 表装 塗装 工業包装
- 2 基礎二級
- 紙器・段ボール箱製造
- 二 実施方法
- 技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。
- 三 受検資格
- 三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格
した者に限り受けることができる。
- 四 実施期日、実施場所等
- 1 実技試験
- (一) 実施期日
- 平成二十一年四月一日（水）から平成二十二年三月三十一日（水）までの間に
おいて、福島県職業能力開発協会（五の2を除き、以下「協会」という。）が別
に指定する日とする。
- (二) 実施場所
- 別途協会から受検者に通知する場所とする。
- (三) 問題の公表
- 実技試験の問題は、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種につ
いては、公表しない。
- 2 学科試験
- (一) 実施期日
- 平成二十一年四月一日（水）から平成二十二年三月三十一日（水）までの間に
おいて、協会が別に指定する日とする。
- (二) 実施場所
- 別途協会から受検者に通知する場所とする。
- 五 受検申請の手続
- 1 提出書類
- 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- 提出先
- 福島県職業能力開発協会
- 郵便番号九六〇―八〇四三 福島市中町八番二号
- 電話番号（〇二四）五二五―八六八一
- 2 受付期間
- 別途協会が指定する期間とする。
- 3 その他
- (一) 申請書の用紙は、協会で配布する。
- なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定

(一) 受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円切手を同封して申し込むこと。
 (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書
 在中」と朱書すること。

六 手数料

- 1 手数料の額
 (一) 実技試験
 検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
機械検査 婦人子供服製造	一万三千七百円
さく井 鑄造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めつき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気 機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製 品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 紙器・段ボー ル箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック ック成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセイジ・ベー コン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶきと び 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コン クリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施 工 サッシ施工 ウェルポイント施工 塗装 工業 包装	一職種につき一 万六千五百円

(二) 学科試験

- 一 職種につき三千百円とする。
 2 手数料の納付方法
 実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。
 七 その他
 技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課
 又は協会に問い合わせること。
 (産業人材育成課)

公告第四百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十一年三月二十四日

土地改良区
 袋原土地改良区

福島県知事 佐藤 雄平

退任した役員

役員 氏名 住所

理事 永山 君雄 河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一八五番地

同 佐藤 誠 同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地四三

同 佐藤 幹夫 同 郡同 町大字長井字花畑二二二八番地

同 渡部 鼎 同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地八二

同 永山 昭 同 郡同 町大字長井字宮田二〇四八番地三

同 佐藤 武喜 同 郡同 町大字長井字花畑二一八四番地

同 渡部 光一 喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地

同 高畑 孝 同 市慶徳町山科字卷三三六二番地

就任した役員

役員 氏名 住所

理事 永山 君雄 河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一八五番地

同 佐藤 誠 同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地四三

同 佐藤 幹夫 同 郡同 町大字長井字花畑二二二八番地

同 渡部 由一 同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地一三七

同 渡部 光一 喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地

同 金子 惣一 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一〇五番地

同 村山 修一 喜多方市慶徳町山科字卷三三六〇番地

(農村計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第二号

小荷物及びメール便運送業務の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行う
 ので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百
 六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財
 務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。
 平成二十一年三月二十四日

福島県教育委員会教育長 野地 陽一

一 入札に付する事項

1 件名及び予定数量 小荷物及びメール便運送業務

(一) 小荷物

ア 県内あて

五、七二四個

イ 北海道あて

三個

- ウ 南東北地方あて（県内あてを除く。） 三四個
- エ 北東北地方、関東地方及び甲信越地方あて 二二六個
- オ 北陸地方及び東海地方あて 一八個
- カ 近畿地方あて 一四個
- キ 中国地方あて 六個
- ク 四国地方及び九州地方あて 一六個
- (二) メール便 一、三〇〇個
- 2 業務の仕様等 入札説明書による。
- 3 契約期間 契約締結の日から平成二十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
 - 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - 3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
 - 4 過去二年間において国、地方公共団体等の委託を受けて、小荷物運送業務の役務を提供した実績を有する者であること。
 - 5 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る役務の提供に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十一年三月二十七日（金）午後五時三十分までに次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 1 提出場所 郵便番号九六〇―八六八八 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県教育庁財務課
電話〇二四―五二一―七七五八
- 2 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月二十七日（金）午後五時三十分まで必着とする。
- 四 契約条項を示す場所等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 三の1に掲げる場所に同じ。
 - 2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十一年四月二日（木）午前十時 福島県自

- 治会館三階三〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）
- 3 その他 郵便による入札は、認めない。
- 五 入札保証金及び契約保証金
 - 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 六 入札者に要求される事項
 - 開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 七 入札の無効
 - 二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 八 その他
 - 1 入札方法 入札書には、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額を記載すること。
なお、入札書に記載された金額の内訳として、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの単価及び当該単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額を記載すること。
おつて、落札の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - 3 契約書作成の要否 要
 - 4 その他 詳細は、入札説明書による。 (財務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
一	下	一八	規定による	規程による

〇平成二十年三月二十八日付け号外第三十三号中

